

みんなで考え、実行する

鎌ヶ谷市行財政改革推進プラン

平成23年度～平成27年度

平成23年4月

鎌ヶ谷市

目 次

1	計画の策定趣旨	1
2	推進にあたっての基本的な考え方	1
3	計画の位置づけ等	2
	(1) 位置づけ	2
	(2) 範囲	2
	(3) 体系	2
4	計画期間	4
5	数値目標	4
6	進行管理等	4
7	主要項目と取組み一覧	5
	(1) 柱①「歳入増のための取組み」	5
	(2) 柱②「歳出抑制のための取組み」	6
	(3) 柱③「変化に対応できる行財政体質構築のための取組み」	8
8	具体的な取組み	11
9	資料編	64
	○鎌ヶ谷市行財政改革推進計画（平成23年度～27年度）策定基本方針「5 計画の 体系（3）数値目標の設定」の一部修正について	
	○鎌ヶ谷市行財政改革推進計画（平成23年度～27年度）策定基本方針	
	○鎌ヶ谷市の財政状況（財政健全化計画・定員適正化計画参照）	

1 計画の策定趣旨

鎌ヶ谷市は、市民サービスの向上及び効率的な行財政システムを構築するため、平成15年10月に策定した「鎌ヶ谷市行財政改革推進計画（かまがや行革アクションプラン100）」に続き、平成18年3月には「鎌ヶ谷市行財政改革推進計画（集中改革プラン21 計画期間：平成17年度～平成21年度）」を策定し、さらなる取組みを行ってきました。

また、「集中改革プラン21」の計画期間中の平成20年度当初予算編成時には、国の三位一体改革の影響等により、財源不足が生じる見込みとなったため、緊急対策として、さらに歳出の見直しに取組み、危機的な状況を回避するなど、行財政改革については、大きな成果をあげてきたところです。

しかし、全国規模での少子高齢化や人口減少の影響により、今後、鎌ヶ谷市においても、税収が減る一方で、福祉や医療に要する経費などは増加し、厳しい財政状況下となります。このため以下に掲げることを目指し、行財政改革を計画的に推進する～みんなで考え、実行する～「鎌ヶ谷市行財政改革推進プラン」（以下「計画」という。）を策定するものです。

①「市民サービスの維持・向上」

多様化する市民ニーズに的確に対応し「市民サービスの維持・向上」を目指します。

その上で、国の制度変更や経済状況を含め、予測外の変化にも対応していける行財政体質の構築を図ります。

②「財源の確保」

後期基本計画第1次実施計画の目標を達成するため、「財源の確保」を目指します。

そのため、歳入を確保しながら歳出の抑制に取組み、市民との協働を基本とした持続可能な行財政システムの構築を図ります。

2 推進にあたっての基本的な考え方

計画の推進にあたっては、他の行財政改革関連計画との整合性を図るとともに、効果的かつ効率的な行政の実現に向けて、「みんなで考え、実行する行財政改革」を計画のコンセプトとして取組みます。

また数値目標を市民に分かりやすく公表しながら、鎌ヶ谷市が一丸となって行財政改革に取り組めます。

3 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

本計画は、鎌ヶ谷市総合基本計画－かまがやレインボープラン21－後期基本計画の「(政策)計画の実現のために」の「(施策)効率的で健全な行財政運営の推進」(鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画 P115)を実現するための計画として策定するものです。

(2) 範囲

行財政改革に関するすべての取組み(既存の行財政改革関連計画含む)を対象とします。

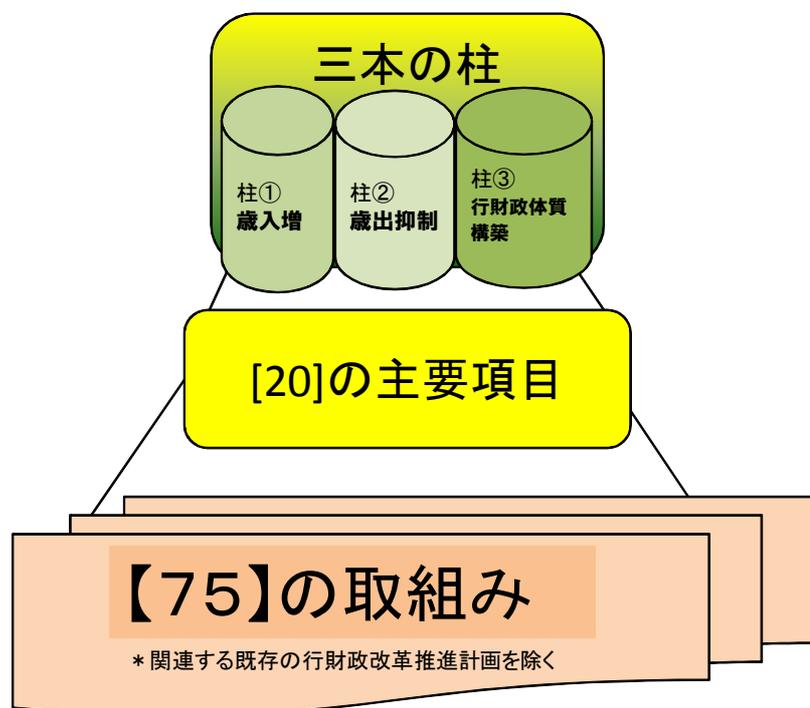
(3) 体系

これまでの行財政改革の取組みや、「1 計画の策定趣旨」を踏まえ、主な取組みを以下の三本の柱として設定します。

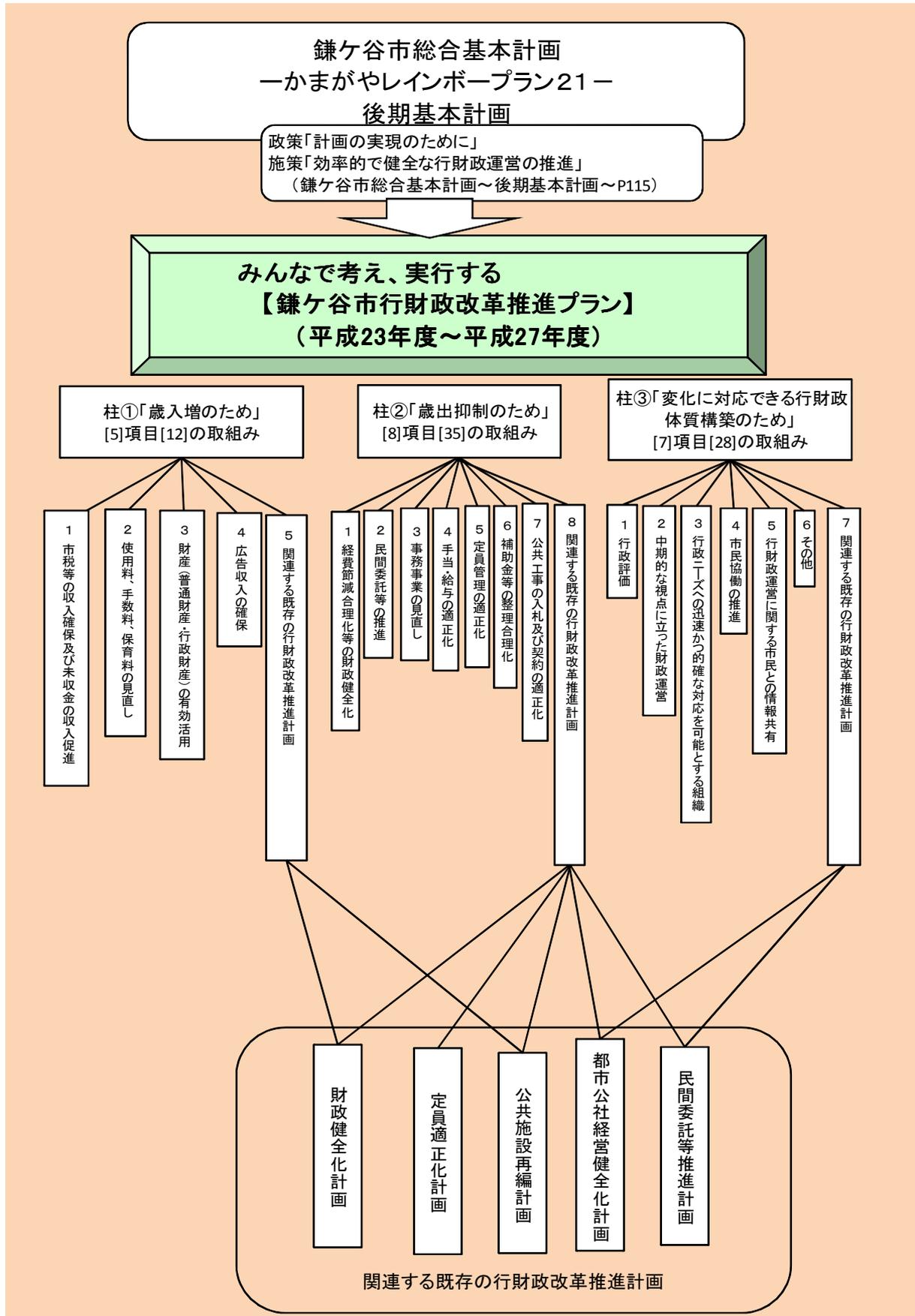
柱①「歳入増のための取組み」

柱②「歳出抑制のための取組み」

柱③「変化に対応できる行財政体質構築のための取組み」



【計画の全体図】



4 計画期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

5 数値目標

「1 計画の策定趣旨」で記載した「少子高齢化による人口減少」や「厳しい財政状況」に対応する行財政運営の情報を市民に分かりやすく公表するため、数値目標を策定基本方針に基づき以下のとおり設定します。（「数値目標」については策定基本方針を一部修正しております。＊資料編 P64 参照）

ア 行財政改革効果額 5億5千万円以上

柱①「歳入増のための」、柱②「歳出抑制のため」の取組みで、効果額の明確にできるものについて記載しています。

イ 経常収支比率 95%未満（後期基本計画 4-1-2 施策「効率的で健全な行財政運営」で掲げた成果目標値）

ウ 財政調整基金残高 17億円以上

エ 市全体の債務残高 386億円未満

オ 財政健全化判断比率 早期健全化基準未満

* 鎌ヶ谷市平成21年度財政健全化判断比率

区分	鎌ヶ谷市	早期健全化基準(%)
①実質赤字比率	－(赤字なし)	12.64
②連結実質赤字比率	－(赤字なし)	17.64
③実質公債費比率	7.8	25
④将来負担比率	60.0	350

注1 数値目標については、財政健全化計画に基づくものです。

注2 行財政改革効果額は、後期基本計画第1次実施計画の目標を達成するための財源不足の解消として掲げた数値目標です。

なお「定員管理の徹底」など取組みによっては、その効果額（3億4,840万円）を平成23年度からの中期財政見通しで既に見込んでおり、本計画の「効果額」には算入していません。また、「関連する既存の行財政改革推進計画」についても、それぞれの計画の中で取り組みを行っているため、本計画の「効果額」として算入していません。

6 進行管理等

行政評価を活用しながら、市民に分かりやすく公表していくこととします。その上で、計画の有効性を維持するため、個々の項目について適切な進行管理を行い、実施状況等から必要な見直しを行います。また計画に掲げた取組み項目以外についても、引き続き検討を行い、必要に応じて追加していくこととします。

7 主要項目と取組み一覧

取組みは、「集中改革プラン21」の97の取組みの検証、市で実施している職員による車座集会で出された意見、職員からの個人提案及び組織提案について、行財政改革推進本部で検討し、本計画の75の取組みとしたものです。

なお、それぞれの柱立ての主要項目の最後に、「関連する既存の行財政改革推進計画」を、本計画の範囲として記載しています。

*「新規」と記載したものは、本計画で初めて取り組むものです。

(1) 柱①「歳入増のための取組み」

税などの収納率向上の取組みや市が所有する様々な資産（普通財産・行政財産）を、有効活用することなどにより、一層の歳入の確保を図ります。

柱①「歳入増のための取組み」		効果額小計	5億9,230万円
1 市税等の収入確保及び未収金の収入促進		効果額小計	364,200 千円
	1 課税客体の捕捉の強化(P12)		
	2 市税の収納率の向上(P12)		
	3 国民健康保険料の収納率の向上(P12)		
	4 公共下水道料金の収納率の向上等(P12)		
2 使用料、手数料、保育料等の見直し		効果額小計	20,000 千円
	1 手数料、使用料の見直し(P14)		
	2 保育料の見直し(P14)		
	3 健(検)診費用等の一部自己負担制の導入(P14)		
3 財産(普通財産・行政財産)の有効活用		効果額小計	200,100 千円
新規	1 未利用地の売却促進と有効活用(P16)		
	2 自動販売機設置事業者の入札(P16)		
	3 学習センター等の利用方法の見直し(P16)		
4 広告収入の確保		効果額小計	8,000 千円
新規	1 有料広告の検討「コミュニティバスについて」(P18)		
新規	2 公共施設のネーミングライツ(P18)		
5 関連する既存の行財政改革推進計画			
	☆ 財政健全化計画(柱①②共通)		
	☆ 公共施設再編計画(柱①②共通)		

(2) 柱②「歳出抑制のための取組み」

将来にわたって行政サービスを確実に提供し、新たな行政需要に対応していくため、事務事業の見直しや事務処理の効率化などにより人員配置の見直しを進めます。また、より簡素で効率的な組織にしていくほか、職員数の適正化や、適正な給与水準のあり方の検討を行い、更なる人件費の抑制に努めます。

また、社会経済情勢が変化し、多様化する市民ニーズのなかで、民間が提供する公共サービスの領域が拡大してきています。そこで、民間が提供可能な公共サービスについては、行政の役割や責任を見極めたいうえで、積極的に活用していきます。

柱②「歳出抑制のための取組み」		効果額計 2,770万円
1	経費節減合理化等の財政健全化	効果額小計 8,200 千円
	1 通信運搬費の見直し(P20)	
	2 義務的経費を除く経常的経費の抑制(P20)	
	3 歳出全般の効率化と財源配分の重点化(P20)	
	4 委託料の抑制(P22)	
	5 公用車の配置台数の適正化(P22)	
2	民間委託等の推進	効果額小計 800 千円
	1 民間委託等に関する指針による業務確認・計画の見直し(P24)	
	2 民間活力による施設整備・運営の推進(P24)	
	3 PFI方式の導入の検討(P24)	
	4 指定管理者制度の導入(P26)	
	5 自動車運転業務の民間委託化(P26)	
	6 保育園の管理運営の見直し(P26)	
	7 学校環境整備業務の民間委託化(P26)	
	8 雨水浸透ます設置の普及(P28)	
	9 都市公園の管理運営の見直し(P28)(柱②③共通)	
	10 学習センター等の運営方法の見直し(P28)	
	11 図書館の運営方法の見直し(P30)	
新規	12 消防団員健康診断の見直し(P30)	
3	事務事業の見直し	効果額小計 6,100 千円
	1 各種印刷物(広報、会報、啓発紙等)の見直し(P32)	
	2 各種出版物(年報、冊子)の見直し(P32)	
	3 各種イベントの見直し(P32)	
	4 ごみ減量化・資源化事業の推進(P34)	
	5 合併処理浄化槽設置補助制度の見直し(P34)	
新規	6 当直勤務時間の割り振りの変更(P34)(柱②③共通)	

柱②「歳出抑制のための取組み」

4 手当・給与の適正化		効果額小計	12,600 千円
	1 給与の適正化(P36)		
	2 時間外勤務の抑制(P36)		
	3 各種手当の見直し(P36)		
	4 特別職の給与の適正化(P36)		
5 定員管理の適正化			
	1 定員管理の徹底(P38)		
	2 再任用、臨時職員、人材派遣等の活用(P38)		
6 補助金等の整理合理化			
	1 単独扶助費、補助金等、負担金・分担金の見直し(P38)		
7 公共工事の入札及び契約の適正化			
	1 公共工事のコスト縮減(P40)		
	2 入札・契約事務の改善(P40)		
	3 電子入札制度の拡充(P40)		
新規	4 施設の維持管理に係る長寿命化(P40)		
	5 公共下水道工事のコスト縮減(P42)		
8 関連する既存の行財政改革推進計画			
	☆ 財政健全化計画(柱①②共通)		
	☆ 都市公社経営健全化計画(柱②③共通)		
	☆ 定員適正化計画		
	☆ 公共施設再編計画(柱①②共通)		
	☆ 民間委託等推進計画(柱②③共通)		

(3) 柱③「変化に対応できる行財政体質構築のための取組み」

これからは、時代の要請を把握しながら行政の果たすべき役割を常に見極め、行政が担うべき分野においては迅速な対応を行っていくことが必要です。また、これまでの経緯にとらわれることなく、行政評価を行いながら施策、事務事業の見直しを徹底していきます。

その上で持続可能な財政基盤を確立していくための財政健全化計画の策定や、財政情報を分かりやすく公表することで市政やまちづくりに対する市民・事業者の参加意欲を高め、信頼関係の構築を図ります。

さらに市民が安心して暮らせるまちを築いていくため、行政や市民・地域団体・NPO、事業者などが、知恵や強みを活かしながら、適正な役割分担のもとで、連携・協働したまちづくりを推進していきます。

柱③「変化に対応できる行財政体質構築のための取組み」

1 行政評価	
	1 行政評価に基づいた市政運営(P44)
2 中期的な視点に立った財政運営	
	1 財政健全化計画に基づく中長期的な財政運営の確立(P46)
	2 財務会計システムの検証及び新公会計制度の整備(P46)
	3 都市公社による先行取得の廃止及び公社保有土地の解消(P46)
3 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	
	1 組織機構の整備(P48)
	2 人材育成(P48)
	3 人事評価制度の見直し(P48)
	4 職員健康診断の見直し(P48)
	5 審議会等の見直し(P50)
新規	6 窓口サービスの再点検(P50)
	7 プロジェクトマネージャー制の拡充(P50)
新規	8 車座集会の継続的实施(P50)
新規	9 当直勤務時間の割り振りの変更(P52)(柱②③共通)

柱③「変化に対応できる行財政体質構築のための取組み」

4 市民協働の推進

- 1 市民と行政による協働の推進(P54)
- 2 市民活動支援の推進(P54)
- 3 高齢者支援ボランティア制度の拡充(P54)
- 4 健康支援ボランティアの育成(P54)
- 5 ガイドボランティアの推進(P56)
- 6 各種審議会等の公募枠の拡大(P56)
- 7 都市公園の管理運営の見直し(P56)(柱②③共通)
- 8 男女共同参画の推進(P56)

5 行財政運営に関する市民との情報共有

- | | |
|----|--------------------------|
| 新規 | 1 行財政運営に関する市民との情報共有(P58) |
| | 2 各課ホームページの整備(P58) |
| | 3 タイムリーな市民情報の提供(P58) |

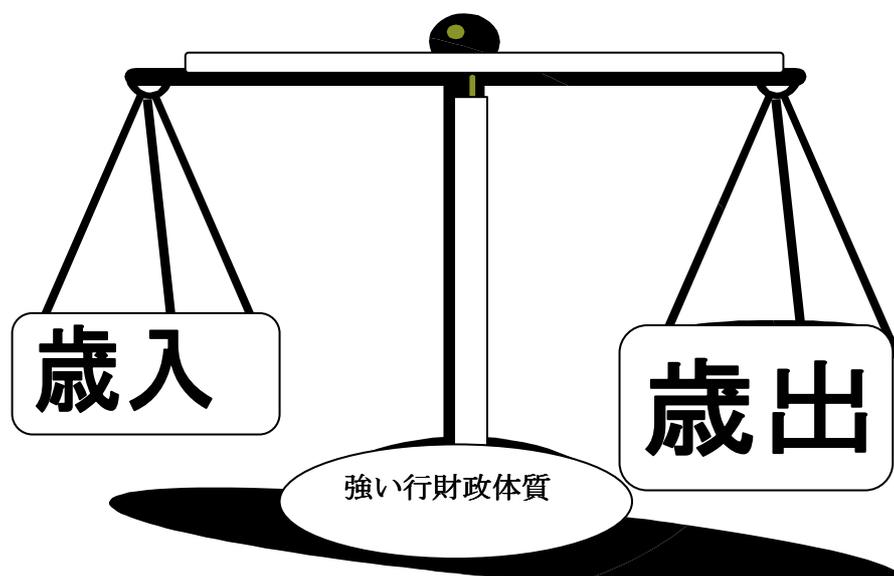
6 その他

- | | |
|----|---------------------------|
| 新規 | 1 情報公開制度と個人情報保護制度の充実(P60) |
| | 2 行革関連庁内報(P60) |
| | 3 電子自治体の推進(P60) |
| | 4 情報システムの調達の適正化(P62) |

7 関連する既存の行財政改革推進計画

- ☆ 都市公社経営健全化計画(柱②③共通)
- ☆ 民間委託等推進計画(柱②③共通)

効果額総計 6億2千万円



8 具体的な取組み

参考：記載例

柱①「歳入増のための取組み」

1 市税等の収入確保及び未収金の収入促進

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 →継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿(歳入増のため)
1-1	課税客体の捕捉の強化(課税課)	関係機関との連携を図り、賦課資料の取得や未申告者の調査を強化します。また市広報等を利用して、税への理解を深めます。 地図情報システムを活用し土地家屋等(課税客体)を正確	納税者へ、適正に課税しています。
1-2	市税の収納率の向上(収税課) *新規	若手職員に、一定の期間、徴収業務を経験させることで、税金が歳入の根幹となっていることをより認識でき、併せて人材育成に繋がります。	すべての職員が納税の重要性を認識しています。
1-3	国民健康保険料の収納率の向上(保険年金課)	きめ細やかな徴収努力により、収納率の向上を図り、保険料の収入を確保します	高収納率により、保険料の収納が確保されています。
1-4	公共下水道料金の収納率の向上等(下水道課)	定期的な下水道料金の見直しや有収水量の増加等により、歳入増に努めます。	適正な下水道使用料などにより事業歳入が増えています。

一つの取組事項で、「△」が複数ある場合は、下に調査・検討・協議の記載をしています。

個別に進行する内容については「○数字」で記載しています。

新しく取り組むものについては「*新規」と記載しています。取組みを開始したものは「◎」と記載しています。

「関連する既存の行財政改革推進計画」については、本計画の範囲として、各柱の主要項目の最後に記載しています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①未申告者の調査の徹底	→ 継続実施				
②地図情報システムの活用	→ 継続実施				
③市広報やホームページの活用	→ 継続実施				
④法定調書等の活用	→ 継続実施				
①動産売却導入の検討	△調査	△調査	△検討	○	◎
②若手職員による臨戸徴収	△検討協議	○	◎	→ 継続実施	
③市税の納期並びに振替納税のPR	→ 継続実施				
効果額(千円)	72,840	72,840	72,840	72,840	72,840
・短期証交付等による納付相談の充実・実態調査の強化	→ 継続実施				
・滞納処分及び執行停止等、メリハリのある滞納整理の実施	国の変遷を見極めつつ、取り組むため、効果額については算出しておりません。				
・収納率の向上	△◎ → 継続実施				
・使用料の見直し	見込まれる効果額(187,600千円) *中期財政見通し算入済額				

中期財政推計で既に見込んでいるため、行財政改革効果額5億5千万円には算入せず、年度別効果額は記載していません。

柱①「歳入増のための取組み」

1 市税等の収入確保及び未収金の収入促進

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿(歳入増のため)
1-1	課税客体の捕捉の強化(課税課)	関係機関との連携を図り、賦課資料の取得や未申告者の調査を強化します。また市広報等を利用し、税への理解を深めます。 地図情報システムを活用し土地家屋等(課税客体)を正確かつ効率的に把握して捕捉の強化を行います。	納税者へ、適正に課税しています。
1-2	市税の収納率の向上(収税課)	動産の公売を含めた滞納処分の強化を行います。納税推進のPRの強化を行います。	公平に税金が納められています。
		若手職員に、一定の期間、徴収業務を経験させることで、税金が歳入の根幹となっていることをより認識でき、併せて人材育成に繋がります。	すべての職員が納税の重要性を認識しています。
1-3	国民健康保険料の収納率の向上(保険年金課)	きめ細やかな徴収努力により、収納率の向上を図り、保険料の収入を確保します。	高収納率により、保険料の収納が確保されています。
1-4	公共下水道料金の収納率の向上等(下水道課)	定期的な下水道料金の見直しや有収水量の増加等により、歳入増に努めます。	適正な下水道使用料などにより事業歳入が増えています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①未申告者の調査の徹底	⇒ 継続実施				
②地図情報システムの活用	⇒ 継続実施				
③市広報やホームページの活用	⇒ 継続実施				
④法定調書等の活用	⇒ 継続実施				
①動産公売導入の検討	△調査	△調査	△検討	○	◎
②若手職員による臨戸徴収	△検討協議	○	◎	⇒ 継続実施	
③市税の納期並びに振替納税のPR	⇒ 継続実施				
	見込まれる効果額(364,200千円)				
効果額(千円)	72,840	72,840	72,840	72,840	72,840
・短期証交付等による納付相談の充実・実態調査の強化	⇒ 継続実施				
・滞納処分及び執行停止等、メリハリのある滞納整理の実施	国の変遷を見極めつつ、取り組むため、効果額については算出しておりません。				
・収納率の向上	△○◎ ⇒ 継続実施				
・使用料の見直し	見込まれる効果額(187,600千円) * 中期財見通し算入済額				

2 使用料・手数料、保育料等の見直し

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

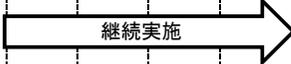
NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (歳入増のため)
2-1	手数料・使用料の見直し(企画財政課財政室)	手数料・使用料は、受益者負担原則に基づき、その適正化を図ります。	適正な手数料・使用料になってます。
2-2	保育料の見直し(こども課保育支援室)	適正な受益者負担のあり方について検討します。	適正な保育料になってます。
2-3	健(検)診費用等の一部自己負担制の導入(健康増進課)	一部自己負担金額及び減免制度の見直しについて検討します。	健(検)診の実施に伴う経費の一部が受益者によって負担されています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
・4年に1回の見直し ・公共施設使用料:「使用料の見直し方針」に基づく改定の実施)	○	◎	⇒ 継続実施		
効果額(千円)	-	5,000	5,000	5,000	5,000
・保育料審議会による検討 ・答申に沿った保育料の改定	△○○	⇒ 継続実施			
健(検)診費用等の一部自己負担制度	△検討	△検討	○	◎ 継続実施	

3 財産(普通財産・行政財産)の有効活用

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (歳入増のため)
3-1	未利用地の売却促進と有効活用(契約管財課)	普通財産未利用地の売却の促進および有効活用を図ります。	未利用地が有効に活用されています。
3-2	自動販売機設置事業者の入札(契約管財課) *新規	現在設置している自動販売機について、入札制度を実施し、事業者を選定します。	庁舎内を有効活用しています。
3-3	学習センター等の利用方法の見直し(生涯学習推進課)	使用料収入の拡大を図るため、利用方法の見直しを行います。	学習センター等の利用率が向上しています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①未利用地の売却	 継続実施				
②未利用地の有効活用	 継続実施				
	見込まれる効果額(200,100千円) *年度別については未定				
自動販売機の入札制度実施	△○◎	 継続実施			
	見込まれる効果額(1,500千円) *中期財政見通し算入済額				
学習センター等の利用方法の見直し	△○	◎	 継続実施		

4 広告収入の確保

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (歳入増のため)
4-1	有料広告の検討 「コミュニティバスについて」(都市計画課)*新規	コミュニティバスの車体、車内及びバス停留所について、有料広告を掲出します。	コミュニティバス運行事業の負担が軽減されています。
4-2	公共施設のネーミングライツ(施設命名権)の導入(企画財政課)*新規	施設の愛称として、企業名や商品名などを命名する権利を設定し、歳入増を図ります。	ネーミングライツが導入され、命名権料を施設整備に活用するなど利用者満足度が向上しています。

5 関連する既存の行財政改革推進計画

☆財政健全化計画(柱①②共通)

☆公共施設再編計画(柱①②共通)

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
コミュニティバスに対する有料広告の掲出	△	○	◎	⇒ 継続実施	
ネーミングライツの募集・実施	△○	◎	⇒ 継続実施		
	見込まれる効果額(8,000千円)				
効果額(千円)	-	2,000	2,000	2,000	2,000

柱②「歳出抑制のための取組み」

1 経費の節減合理化等の財政健全化

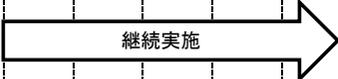
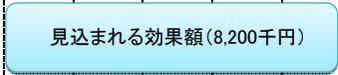
年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
1-1	通信運搬費の見直し(総務課行政室)	郵便料金割引制度をはじめとした各種制度を活用し、通信運搬費を抑制します。	郵便料金の割引制度を活用しています。
1-2	義務的経費を除く経常的経費の抑制(企画財政課財政室)	枠配分方式による予算編成を継続し、各部署が主体的に歳入確保及び歳出抑制に取り組むことを可能とします。経常収支比率は95%未満を維持します。	各部署の自主性・自立性が確保され、財政状況や事業コスト、市民に対する説明責任について、全職員が強い意識を持っています。また、経常収支比率は95%未満を維持しています。
1-3	歳出全般の効率化と財源配分の重点化(企画財政課財政室)	すべての事務事業は、行政評価による見直しを毎年実施し、効率化を図ります。なお、見直しにより得られた財源は、重点政策として位置付けられた財源に活用します。	予算編成は、行政評価の結果を活用し、重点政策への重点化など、効率的な財源配分を行っています。

取組の内容	年度別計画					
	23	24	25	26	27	
<ul style="list-style-type: none"> 郵便料金の割引制度を積極的活用 新たな割引制度の活用 						⇒
<ul style="list-style-type: none"> 枠配分方式を継続 臨時的経費の見直し 						⇒
財源配分方法の明確化及び重点化						⇒

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
1-4	委託料の抑制(契約管財課)	従来随意契約をしていた案件について競争入札が可能か検討します。	可能な案件については競争入札をしています。
1-5	公用車の配置台数の適正化(契約管財課)	車両購入費や維持管理費の削減を図るため、新規車両導入が必要な際は、リース対応および小型化を検討します。	公用車の車種の導入及びその配置が適正にされています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
競争入札の実施	 継続実施				
	 見込まれる効果額(8,200千円)				
効果額(千円)	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640
①公用車のリース化	 継続実施				
②公用車の小型化	 継続実施				

2 民間委託等の推進

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
2-1	民間委託等に関する指針による業務確認・計画の見直し(企画財政課 企画政策室)	民間委託等推進計画策定に伴う調査時に作成したチェックシートを再点検し、必要に応じて計画を見直します。	計画的に民間委託等を進めています。
2-2	民間活力による施設整備・運営の推進(企画財政課 企画政策室)	施設整備について、民間主体で設置・運営可能なものについては、原則今後設置しないこととし、政策上、必要な施設については、その整備運営について、広く民間活力を活用します。	施設整備等に民間活力を活用しています。
2-3	PFI方式の導入の検討(企画財政課 企画政策室)	PFI方式による給食センター建替え実績を踏まえ、その可能性に範囲を広げながら検討します。	PFI方式を含む事業方式が検討されています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①他市において民間委託を実施している取り組みなどについて、チェックシートをもとに各課ヒアリングの実施	◎				
②ヒアリングに基づく民間委託等推進計画の修正	△○				
③修正後の計画による実施	⇒ 継続実施				
④次期民間委託等推進計画の策定			△○		
⑤次期民間委託等推進計画に基づく取り組み				⇒ 継続実施	
実施計画等立案時に、民間主体での設置・運営を含む検討	⇒ 継続実施				
PFI方式の導入の検討	⇒ 継続実施				

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
2-4	指定管理者制度の導入(企画財政課企画政策室)	公の施設(既導入施設を除く)において、管理運営手段の1つとして指定管理者制度の導入を検討します。	指定管理者制度によりサービス向上の見込まれる施設に適切に導入されています。
2-5	自動車運転業務の民間委託化(契約管財課)	業務の民間委託について検討します。	自動車運転業務に民間委託等を活用しています。
2-6	保育園の管理運営の見直し(こども課保育支援室)	保育園運営の民間委託化について、費用対効果を含め、その可能性について検討します。	保育園の管理運営方法を見直しながら、経費節減を図っています。
2-7	学校環境整備業務の民間委託化(学校教育課)	人件費抑制の観点から今後も継続して取り組みます。	学校環境整備業務を民間委託しています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
未導入施設の指定管理者制度導入の検討	⇒ 継続実施				
①バス運転業務の民間委託化	⇒ 継続実施				
②普通自動車運転業務の民間委託化の検討	△ 調査	△ 調査	△ 検討	△ 協議	○
③普通自動車運転業務の再任用職員の活用	△ 調査	△ 検討	△ 協議	○	◎
公立保育園の現状の調査及び検討	△ 調査	△ 検討	△ 検討	○	方針結果による実施
学校環境整備業務の民間委託	⇒ 継続実施				
	見込まれる効果額(60,800千円) * 中期財政見通し算入済額				

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
2-8	雨水浸透ます設置の普及(道路河川建設課)	宅地からの雨水の流出を抑制するため、市民や民間事業者の雨水浸透ますの設置を促進します。	雨水浸透ますの普及により、宅地内からの流出が抑制され、浸水被害が軽減されています。
2-9	都市公園の管理運営の見直し(公園緑地課)柱②③共通	公園管理運営の委託方法の見直しを図ります。	都市公園の管理運営に市民協働が広がっています。
2-10	学習センター等の運営方法の見直し(生涯学習推進課)	市民サービスの向上に努めながら適正な管理運営経費の削減を図るため、運営方法の見直しを検討します。	運営方法を見直し、経費の削減を図っています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
雨水浸透ます設置の啓発及び普及	⇒ 継続実施				
公園サポーター等制度の拡充	⇒ 継続実施				
学習センター等の運営方法の見直し	⇒ 継続実施				
	見込まれる効果額(9,800千円) * 中期財政見直し算入済額				

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
2-11	図書館の運営方法の見直し(生涯学習推進課)	市民サービスの向上に努めながら適正な管理運営経費の削減を図るため、運営方法の見直しを検討します。	運営方法を見直し、経費削減を図っています。
2-12	消防団員健康診断の見直し(警防課)*新規	事務のスリム化を図るため、民間委託できるか否かを調査検討します。	健康診断方法の見直しにより、消防団員の受診環境が向上しています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
図書館の運営方法の見直し	△○	◎	⇒ 継続実施		
消防団員健康診断の民間委託化	△○	◎	⇒ 継続実施		
効果額(千円)	-	200	200	200	200

見込まれる効果額(800千円)

3 事務事業の見直し

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
3-2	各種出版物(年報、冊子)の見直し(総務課行政室)	機会をとらえて、各種印刷物の必要性の見直しを行い、引き続き作成を継続するものについては作成部数を抑制できるよう関係各課に依頼します。	出版物の発行が必要最小限に抑制されており、節約されています。
3-3	各種イベントの見直し(企画財政課企画政策室)	イベント経費の節減や実施主体の見直し、実施時期の効率化を進めます。	イベントが効果的・効率的に実施されているとともに、参加者から見てわかりやすく、参加しやすくなっています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
印刷物の作成枚数の抑制、効果的、効率的な活用促進	⇒ 継続実施				
各種印刷物の必要性の再検討、作成部数確認の徹底	⇒ 継続実施				
①全庁的な検討	△				
②イベント見直し方針の策定	○				
③方針に基づく見直し		◎			
④見直しに基づく実施			⇒ 継続実施		

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
3-4	ごみ減量化・資源化事業の推進(クリーン推進課)	ごみ分別の周知徹底を図ります。	ごみの分別が徹底されています。
3-5	合併処理浄化槽設置補助制度の見直し(クリーン推進課)	浄化槽法改正により単独処理浄化槽が原則として設置できないことから、合併浄化槽を設置する補助対象者を見直します。	し尿処理及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が促進されています。
3-6	当直勤務時間の割り振りの変更(消防総務課)柱②③共通*新規	当直勤務時間の割り振りを変更し、夜間勤務時間22時00分～05時00分)帯の勤務時間を見直します。	消防当直業務の見直しを行っています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
分別の徹底を図るため、説明会の開催や広報活動を充実	⇒ 継続実施				
補助対象をし尿処理及び単独処理浄化槽からの転換に限定 ◎	⇒ 継続実施				
消防当直勤務者の勤務時間の割り振りを変更	△ 調査	△ 調査	△ 検討 ○	◎ 初年度 効果額 は機器 整備へ	⇒ 継続実施
見込まれる効果額(6,100千円)	見込まれる効果額(6,100千円)				
効果額(千円)	-	-	-	-	6,100

4 手当・給与の適正化

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
4-1	給与の適正化(総務課人事室)	情勢適応の原則、均衡の原則に基づき民間企業従業員、国、他の地方公共団体の給与水準に合わせた給与改定を行います。	職員の給与が適正になっています。
4-2	時間外勤務の抑制(総務課人事室)	職員数の削減等により、時間数抑制は厳しい状況の中、職員の健康にも影響を与えるため、枠配分制度を継続することで、公務の効率化を図ります。	職員の時間外勤務が抑制されています。
4-3	各種手当の見直し(総務課人事室)	社会情勢の変化や財政状況などを勘案し、必要に応じて改正を行います。	各種手当が社会情勢の変化などに勘案したものになっています。
4-4	特別職の給与の適正化(総務課人事室)	社会情勢の変化や財政状況などを勘案し、必要に応じて改正を行います。	社会情勢に合わせた適正な給与体系になっています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①職員給与の見直し	⇒ 継続実施				
②人件費の適正化	⇒ 継続実施				
①実情の分析・対応	⇒ 継続実施				
②ノー残業デーの徹底	⇒ 継続実施				
	見込まれる効果額(12,600千円)				
効果額(千円)	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520
①管理職手当の削減	⇒ 継続実施	△	見込まれる効果額(7,200千円) * 中期財政見通し算入済額		
②特殊勤務手当の見直し	⇒ 継続実施				
③住宅手当の見直し	⇒ 継続実施				
④地域手当の見直し	⇒ 継続実施				
特別職の人件費削減	⇒ 継続実施				

5 定員管理の適正化

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
5-1	定員管理の徹底 (総務課人事室)	業務量に応じた職員数の見直しを図り、定員適正化計画を策定します。	職員数が業務量に応じて適正に配置されています。
5-2	再任用、臨時職員、人材派遣等の活用(総務課人事室)	再任用、臨時職員、人材派遣等を積極的かつ効果的、効率的に活用します。	再任用、臨時職員、人材派遣等を活用しています。

6 補助金等の整理合理化

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
6-1	単独扶助費、補助金等、負担金・分担金の見直し(企画財政課財政室)	単独扶助費、補助金、負担金・分担金は、施策への貢献度、効果、市民ニーズなどについて、検証します。	単独扶助費、補助金、負担金・分担金が十分に検証されています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①定員適正化計画の見直し	◎継続実施				
②定員管理の徹底	◎継続実施				
③職員採用の抑制	◎継続実施				
	見込まれる効果額(52,200千円) * 中期財政見通し算入済額				
再任用、臨時職員、人材派遣等の活用	◎継続実施				

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
・行政評価による見直し	◎継続実施				
・事業仕分けによる外部的な視点の導入	◎継続実施				

7 公共工事の入札及び契約の適正化

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
7-2	入札・契約事務の改善(契約管財課)	社会・経済情勢を踏まえるとともに、一層の透明性、公平性、および競争性を確保するため、入札契約制度の改善を図ります。	入札・契約事務に対する市民の信頼が高められています。
7-3	電子入札制度の拡充(契約管財課)	現在電子入札を導入している建設工事、測量コンサルタント案件以外の物品購入、業務委託案件について、電子入札への移行を検討します。	電子入札の導入が拡充されています。
7-4	施設の維持管理に係る長寿命化(契約管財課)*新規	計画的な修繕の実施を図ります。	公共施設を計画的に修繕しています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
コストと品質の両面での検討	△○	◎	⇒ 継続実施		
入札契約に係る基準・要綱等の改善	⇒ 継続実施				
電子入札の拡充	△	○	◎	⇒ 継続実施	
修繕計画の実施	◎	⇒ 継続実施			

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	目指すべき姿 (歳出抑制のため)
7-5	公共下水道工事 のコスト縮減(下 水道課)	工事費等のコスト 縮減を図ります。	公共下水道の工事コストを縮減 しています。

8 関連する既存の行財政改革推進計画

- ☆財政健全化計画(柱①②共通)
- ☆都市公社経営健全化計画(柱②③共通)
- ☆定員適正化計画
- ☆公共施設再編計画(柱①②共通)
- ☆民間委託等推進計画(柱②③共通)

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
総事業費のコスト縮減	△○◎				

見込まれる効果額(29,300千円)
* 中期財政見通し算入済額

柱③「変化に対応できる行財政体質構築のため」

1 行政評価

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
1-1	行政評価に基づいた市政運営(企画財政課企画政策室)	「行政評価実施要綱」に基づき、政策、施策、事務事業について一定の指標等を用いて客観的な検証を行います。	第三者の視点を踏まえた行政評価により定期的に評価・検証を行い、その結果を行財政改革や計画の進行管理・見直し、予算編成や組織・人事に活用しています。

「め」の取組み

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①政策評価の実施		◎		◎	
②施策評価の実施	⇒ 継続実施				
③事務事業評価の実施	⇒ 継続実施				
④事業仕分けの実施	◎	検討結果により実施			
⑤行政評価制度自体の改善	⇒ 継続実施				

2 中期的な視点に立った財政運営

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
2-1	財政健全化計画に基づく中長期的な財政運営の確立(企画財政課財政室)	持続可能な行財政運営を確立するには、中長期的な視点が必要不可欠であるため、各財政指標等の目標値を設定します。	最新の中期財政見通し及び各財政指標等の目標値に基づき、実施計画の策定及び予算編成を行うことにより、財政状況が中長期的に安定しています。
2-2	財務会計システムの検証及び新公会計制度の整備(企画財政課財政室)	財務会計システムは、入力方法等の事務の効率化を継続的に検証します。 新公会計制度は特にコスト分析と事務事業評価への活用について検証します。	財務システム及び新公会計制度の連携を図ることにより、事務の効率化及びコスト・債務に対する意識が高まっています。
2-3	都市公社による先行取得の廃止及び公社保有土地の解消(企画財政課財政室)	公有用地の取得は、原則として市の予算で対応し、やむを得ないときに限定し、土地開発基金又は千葉県地方土地開発公社による対応とします。	「都市公社経営健全化計画」(以下「計画」という。)に基づき、平成25年度までに、都市公社が保有する土地及び長期未収金を解消し、併せて解散についても検討しています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
<ul style="list-style-type: none"> 財政健全化計画の策定・更新 中期財政見通しの更新及び公表 					
<ul style="list-style-type: none"> 財務会計システム・電子決裁の導入等の検証 バランスシート等の公表、コスト分析及び活用方法の確立 					
<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき、買戻しを行う。(25年度までに完了) 土地開発基金の残高確保(2億円程度) 					

3 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
3-1	組織機構の整備 (総務課人事室)	社会経済状況や法の改正、政策課題に対応するため必要に応じて組織を見直します。	組織体制の費用対効果が高まっています。
3-2	人材育成(総務課人事室)	全職員の人材育成を図るため、階層別研修、実務・派遣研修、自主研修を実施する。また、優秀な人材確保に繋がる採用試験を行います。	能力の高い職員が働いています。
3-3	人事評価制度の見直し(総務課人事室)	公正な人事の確保、人材の育成、組織の活性化を図ります。	公正な人事を確保しています。
3-4	職員健康診断の見直し(総務課人事室)	事務のスリム化を図るため、民間委託できるか否かを調査検討します。	事務のスリム化を図りながら、適正な健康診断が行われています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①組織・機構点検シート の作成及び活用	⇒ 継続実施				
②組織等検討委員会 を設置し検討・実施等	⇒ 継続実施				
③部門別管理の導入	⇒ 継続実施				
④組織の見直し	⇒ 継続実施				
①研修の実施	⇒ 継続実施				
②職員の意識改革	⇒ 継続実施				
③職員提案制度	⇒ 継続実施				
④接遇の向上	⇒ 継続実施				
⑤戦略的な職員採用	△ 検討	△ 検討	△ 検討	△ 検討	△ 検討
①人事評価の実施	⇒ 継続実施				
②人事評価研修の実 施	⇒ 継続実施				
職員健康診断の民間 委託化	△○	◎	⇒ 継続実施		

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
3-5	審議会等の見直し (総務課行政室)	女性委員の意見を審議会に反映できるよう、女性委員の割合を30%以上にします。	女性の意見が審議会に反映されています。
3-6	窓口サービスの再点検(各部共通:総務課人事室主導)*新規	市の基本である窓口サービスについて、民間企業における顧客サービスなどを参考に、市民の目線から見直します。	窓口サービスにユニバーサルサービスの考え方を取り入れています。
3-7	プロジェクトマネージャー制の拡充(企画財政課企画政策室)	各部門において、社会の変化に合わせたプロジェクトマネージャーの活用を図ります。	プロジェクトマネージャーにより、専門性のある能力、知識、経験が行政運営に活かされています。
3-8	車座集会の継続的实施(企画財政課企画政策室)*新規	総合計画・予算・組織・人事など行財政運営について直接対話方式により職員の情報共有を行います。	行財政運営に関して、庁内で情報が共有されています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
各担当課への女性委員の登用促進					
各部主管課による部内の窓口サービスの点検、見直し	△○◎				
プロジェクトマネージャーの任用設置					
①総務企画部主催版の実施					
②各部局主催版の実施					
③階層別研修等での実施					
④実施方法の改善					

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 →継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
3-9	当直勤務時間の 割り振りの変更 (消防総務課)柱 ②③共通*新規	当直勤務時間の 割り振りを変更 し、夜間勤務時 間(22時00分～5 時00分)帯の勤 務時間を見直し ます。	勤務時間の割り振りを見直しな がら、人員配置を行っています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
消防当直勤務者の勤 務時間の割り振りの変 更	△ 調査	△ 調査	△ 検討 ○	◎	→継続実施

4 市民協働の推進

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
4-1	市民と行政による協働の推進(市民活動推進課)	モデル事業の周知方法を工夫するなどの視点で取り組みます。	協働事業が増加し、協働事業に対する理解が深まっています。また、市民には地域課題を自分達で解決する力がついています。
4-2	市民活動支援の推進(市民活動推進課)	市民活動支援施設を充実させる及び補助金制度の周知方法を工夫するなどの視点で取り組みます。	協働の相手方となる市民公益活動団体の潜在的な力の充実が図られ、より多くの市民が市民公益活動団体について知り、活動へ参加しています。
4-3	高齢者支援ボランティア制度の拡充(高齢者支援課)	高齢者サービスへのボランティアの参画機会を増やします。	高齢者ボランティアの活動が活発になっています。
4-4	健康支援ボランティアの育成(健康増進課)	介護予防教室などへのボランティアの参画機会を増やします。	健康づくりボランティアの活動が活発になり、市民の健康づくりの取り組みを支援しながら、健康について考えています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
市民提案協働事業の実施	⇒ 継続実施				
①市民活動支援補助金の交付	⇒ 継続実施				
②講座等の実施	⇒ 継続実施				
③市民活動推進の拡充	⇒ 継続実施				
①給食配食サービス事業へのボランティアの拡充	⇒ 継続実施				
②生活支援事業へのボランティアの拡充	⇒ 継続実施				
・きらり鎌ヶ谷体操の普及活動 ・介護予防教室、介護教室への活動	⇒ 継続実施				

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
4-5	ガイドボランティアの推進(文化スポーツ振興課郷土資料館)	団塊の世代の活用により市域の文化財等を案内するボランティア制度の推進を図ります。	ガイドボランティアの活動が活発になっています。
4-6	各種審議会等の公募枠の拡大(総務課行政室)	審議会等に公募委員の意見を反映できるように、公募委員の割合が10%以上となるようにします。	公募委員の意見が審議会等に反映されています。
4-7	都市公園の管理運営の見直し(公園緑地課)柱②③共通	市民が花や樹木への大切さの意識向上を図ります。	市民が公園マナーについて互いに注意し、自然の大切さへの関心が高まっています。
4-8	男女共同参画の推進(市民活動推進課男女共同参画室)	男女共同参画への理解が深まるよう男女共同参画意識の醸成と普及、啓発に市民とともに取り組めます。	男女が共に性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮しています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①ボランティアの仕事をガイド以外の仕事にも拡充	→ 継続実施				
②他市のボランティア制度を参考に改善	→ 継続実施				
公募委員の定員数増及び登用の推進	→ 継続実施				
公園サポーター等制度の拡充	→ 継続実施				
①男女共同参画の推進	→ 継続実施				
②各種審議会等の女性委員の比率の向上	→ 継続実施				

5 行財政運営に関する市民との情報共有

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
5-1	行財政運営に関する市民との情報共有(企画財政課企画政策室)*新規	総合計画・予算・組織・人事など行財政運営についてあらゆる手段で市民と情報を共有します。	行財政運営に関して、市民と情報が共有されています。
5-2	各課ホームページの整備(秘書広報課広報広聴室)	業務を担当する所属所が、直接作業をすることで掲載までの処理時間を短縮します。 各課ページを充実するため、技術支援等を行います。	各課でホームページを作成できる体制を整備し、市民にタイムリーな情報提供を行っています。
5-3	タイムリーな市民情報の提供(共通:秘書広報課広報広聴室主導)	随時、掲載・更新等が可能なホームページの充実を図るため、トップページのレイアウトの見直しや掲載する情報の充実を図ります。	ホームページなど多様なメディアを活用し、市民が必要とする情報を、分かりやすく迅速に提供しています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①実施方針の決定	△○				
②シリーズ化した広報・HP記事掲載	◎	⇒ 継続実施			
③直接対話方式による情報共有	◎	⇒ 継続実施			
④実施方法の改善	◎	⇒ 継続実施			
①各課の情報掲載ページの充実		⇒ 継続実施			
②各課によるホームページの更新		⇒ 継続実施			
タイムリーな市民情報の提供		⇒ 継続実施			

6 その他

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
6-1	情報公開制度と個人情報保護制度の充実(総務課行政室)	市民参加を進めるために情報公開制度を充実し、市政への信頼を高めるため個人情報保護制度への理解の向上を図ります。	市政への市民の信頼が深まっています。
6-2	行革関連庁内報(総務課行政室) *新規	郵便料金の割引制度の活用、コピー料金の節約、個人情報保護制度などについて、職員の理解を深めます。	職員が、事務用品や郵便発送などコスト意識を持ち、節約しながら業務を行っています。
6-3	電子自治体の推進(総務課情報推進室)	庁内情報システムの維持管理に必要な機器等の更新を行うとともに、新たに統合型GISについて導入を検討します。	市民生活の中で行政電子情報が活用されています。

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
情報公開制度、個人情報保護制度について職員意識向上					
	⇒ 継続実施				
行政室からのお知らせの発行(3ヶ月に一度)	△○◎				
	⇒ 継続実施				
①庁内情報システムの維持・更新					
	⇒ 継続実施				
②統合型GISの導入と構築		△ 調査	△ 検討	○	◎

年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施

NO	取組事項(担当課)	取組の視点	目指すべき姿 (行財政体質構築のため)
6-4	情報システムの調達の適正化(総務課情報推進室)	情報システム調達時における見積書の標準化を推進します。	電算経費の積算根拠がより明確になっています。

7 関連する既存の行財政改革推進計画

☆都市公社経営健全化計画(柱②③共通)

☆民間委託等推進計画(柱②③共通)

取組の内容	年度別計画				
	23	24	25	26	27
①導入・改修協議書と標準見積書の利用					
	⇒ 継続実施				
②チェック体制の構築					
	⇒ 継続実施				

9 資料編

鎌ヶ谷市行財政改革推進計画（平成 23 年度～27 年度）策定基本方針「5 計画の体系（3）数値目標の設定」の一部修正について

本計画の数値目標について、関連する計画の策定状況に合わせ、以下のとおり基本方針を一部修正します。

ア 行財政改革効果額 5 億円以上→行財政改革効果額 5 億 5 千万円以上

（修正経緯）

策定中であった後期基本計画第 1 次実施計画が確定したことに伴う効果額の修正。

イ 経常収支比率 95%以下→経常収支比率 95%未満

（修正経緯）

現在策定中の財政健全化計画と合わせる。

エ 建設地方債残高 120 億円以下（目安）→市全体の債務残高 386 億円未満

* 額については、現在策定中の財政健全化計画と合わせる。

（修正経緯）

過剰な債務を負わぬようという視点より「建設地方債残高」だけでなく、「市のすべての債務を抑制していく」ことが必要であることから、「市全体の債務残高 386 億円未満」とし、現在策定中の財政健全化計画と合わせる。

オ 財政健全化判断比率 早期健全化基準以下→財政健全化判断比率 早期健全化基準未満

（修正経緯）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年 6 月）内の表現に修正。

鎌ヶ谷市行財政改革推進計画（平成 23 年度～27 年度）

策定基本方針

～ 目 次 ～

- 1 これまでの行財政改革
- 2 計画策定の背景
 - (1) 変化を増す社会情勢（社会潮流）への対応
 - (2) 厳しい財政状況への対応
- 3 計画の期間
- 4 計画策定にあたって
 - (1) 行財政改革推進計画の目指す方向性
 - (2) 集中改革プラン 2.1 の取り組み項目及び行革提案実施項目の達成状況の検証
 - (3) 他の行財政改革推進計画との整合性の確保
 - (4) 行政評価の活用
 - (5) 事業仕分け
 - (6) 議会説明・パブリックコメントの実施
 - (7) 行財政改革推進計画概要図
- 5 計画の体系
 - (1) 計画の範囲
 - (2) 全体イメージ
 - (3) 数値目標の設定
- 6 策定方法
 - (1) 提案書
 - (2) 策定の流れ
- 7 スケジュール

1 これまでの行財政改革

鎌ケ谷市では、平成13年度～32年度を計画期間とする「鎌ケ谷市総合基本計画～かまがやレインボープラン21～」(以下「総合基本計画」という。)を指針としてまちづくりを行っているが、この計画期間開始後、バブル経済の崩壊や想定以上の高齢化の進展等による厳しい財政状況に対応するため、平成15年度に「かまがや行革アクションプラン100」(以下「アクションプラン」という。)を策定し、他自治体に先駆けて行財政改革の取り組みに着手した。

その後、国・地方自治体を問わず、全国的に厳しい財政状況となったことから、総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により全国の地方自治体で「集中改革プラン」を策定することとなったため、鎌ケ谷市でもアクションプランを改訂する形で平成17年度から21年度を計画期間とする「集中改革プラン21」を策定し、さらなる取り組みを行ってきた。

また、「集中改革プラン21」の計画期間中には、国の三位一体改革の影響等により、平成20年度当初予算編成に向けて12億円を超える財源不足が生じる見込みとなったため、緊急対策として、歳出の見直しに取り組み、赤字団体への転落を阻止した。

この間、行政はもとより、市民の協力も得て、まさに鎌ケ谷市一丸となって行財政改革に取り組み、平成19年度決算では99.6%だった経常収支比率が平成20年度決算では95.6%、平成21年度決算では93.3%と改善するなど、大きな成果を挙げてきたところである。

2 計画策定の背景

行財政改革については、大きな成果を挙げてはきたものの、社会情勢の変化はますます激しさを増しているとともに、市税収入に占める固定資産税の割合が少ないという税収入構造の偏りにより、依然として鎌ケ谷市の財政状況は厳しく、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要がある。

(1) 変化を増す社会情勢(社会潮流)への対応

ア 人口減少・少子高齢化の進展

国全体としても人口減少・少子高齢化の進展が課題となっているが、鎌ケ谷市も例外ではない。

総合基本計画の後半10年間(平成23～32年度)を計画期間とする「後期基本計画」の策定にあたって行った人口推計では、新鎌ケ谷地区の開発動向等により、平成27年までは総人口は増加するものの、その後は減少する見込みとなっている。

また、平成17年に17.2%だった高齢化率は平成27年には29.2%、平成32年には32.5%となる一方、生産年齢人口は平成17年に69.1%だったものが、平成27年には58.7%、平成32年には56.8%となる見込みである。

これに伴い、歳入面で見ると、税収は減少見込みとなる一方、介護や医療を必

要とする人は確実に増えることなどから、福祉に要する経費を中心に歳出は増加する傾向が見込まれ、行財政運営をとりまく環境は厳しさを増す見込みである。

イ 地方分権の進展

平成12年の地方分権一括法の施行以降、国から地方への権限移譲は大きく進展し、地方行政への国の関与についても地域の自主性を尊重する方向となっている。

また、総務省において「地域主権改革」が検討されるなど、地方自治体は地域の個性・独自性を確立し、自己決定・自己責任の原則に基づいて、創意と工夫による行財政運営を行っていくことがこれまで以上に必要となっている。

ウ 市民との協働の重要性の高まり

少子高齢化による財政状況の厳しさへの対応や、地方分権の進展による「自分たちのまちのことは自分たちで考える」という方向性への転換を受け、今まで以上に市民との協働の重要性が高まっている。

自己決定・自己責任の原則による行財政運営を行うためには、各種施策・事業の企画立案から実行に至るまで、市民との協働で行っていく必要があることはもちろん、「すべての公共サービスを行政が担う」という考え方から、NPOや各種団体等を含め、多様な担い手が協働で公共サービスを提供していくという「新しい公共」の考え方に転換していくことが必要となっている。

エ 予測外の変化への対応の必要性

人口減少・少子高齢化、地方分権の進展といった変化はある程度、予測可能な変化であるが、社会情勢の変化の激しさは、予測可能なものばかりではない。

近年の例を見ても、平成16年度からの三位一体改革によって、税源移譲はあったものの、国庫支出金や地方交付税は大幅に減少し、鎌ヶ谷市において、平成19年度決算では、平成15年度と比較して、約17億円の歳入減という大きな影響が生じた。

また、平成20年秋に発生したリーマンショックによる世界同時不況の影響で、市民税は前年比大幅減といった影響も生じた。

このような国の制度変更や社会経済状況の変化については予測することは難しく、どのような事態に対しても対応していけるような行政体質の構築が必要となっている。

(2) 厳しい財政状況への対応

鎌ヶ谷市の平成23年度以降の財政推計には、「後期基本計画基礎調査」(平成20年度12月推計・平成19年度決算ベースで平成20～32年度を対象に推計)と「中期財政見通し」(平成22年9月推計・平成21年度(当初予算ベースで平成22～27年度を対象に推計)の二つがあるが、いずれも厳しい推計とな

っている。

ア 後期基本計画基礎調査における推計

後期基本計画基礎調査における推計をもとに「後期基本計画」では、計画期間（平成23～32年度）の財政フレームを2,373億3百万円としているものの、仮に行財政改革をしなかった場合には歳出合計が2,405億3,400万円になると推計しており、この場合の財源不足額約32億円（年間3億円）については、行財政改革（歳入確保・歳出削減）により対応するものとしている。

イ 中期財政見通しにおける推計

中期財政見通しでは、平成24年度より財源不足を見込んでおり、その額は、平成24年度が約600万円、平成25年度が約3,200万円、平成26年度が約2億1,700万円、平成27年度が約2億5,000万円となっており、5年間の合計で約5億円の財源不足が生じるものとして推計している。

3 計画の期間

平成23年度からスタートする「後期基本計画」との整合を図るため、本計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

4 計画策定にあたって

（1）行財政改革推進計画の目指す方向性

「2 計画策定の背景」で記載した「（1）変化を増す社会情勢」、「（2）厳しい財政状況」に対応していくためには、「1 これまでの行財政改革」で述べたような「鎌ヶ谷市が一丸となった行財政改革への取り組み」がますます必要となる。

これまで実施してきた、「車座集会」等による情報の共有化の結果、「鎌ヶ谷市役所が一丸」となり、変化する環境に柔軟に対応し得る体質へ移行しつつある。また、地域懇談会等を通して市民とも、市の行財政状況について情報共有を行い、多くの協力を得ながら行財政改革を進めて来た。

こうした経緯を踏まえ、「職員説明会の開催など、計画策定から実施に至るまで」みんなで考えていくこととして、「みんなで考え、実行する行財政改革」を本計画のコンセプトとする。

その上で、目指す方向性として、「選択と集中で「持続可能な行財政運営」の確立」、「市民との協働」の2つを掲げる。

【コンセプト】 「みんなで考え、実行する行財政改革」

【目指す方向性】

ア 選択と集中で「持続可能な行財政運営」の確立

イ 市民との協働

ア 選択と集中で「持続可能な行財政運営」の確立

自立した自治体の実現に向け、本計画では、行政サービスの選択と集中により限りある行政経営資源を有効活用し、「最少の経費で最大の効果」を基本理念に、持続可能な行財政運営を基本目標とする。持続可能な行財政運営は、「年間支出を、その年の収入で賄うこと」「後期基本計画の目標達成のための必要な投資的経費を確保すること」とする。

また、予測外の変化に対応していくために、財政調整基金を始めとした各種基金の一定の確保を図る。

イ 市民との協働

行財政全般にわたる課題を解決していくためには、市民協働をより充実させていくことが、必要である。

このためには、「行財政状況」、「受益と負担」等の行財政運営の情報を市民にわかりやすく、かつ積極的に公表することが不可欠であり、行政サービスの事態を明らかにしておくことで、共に目指すべき都市像を考え、市民が納得する行政サービスの選択と集中を進める。

(2) 集中改革プラン21の取組み項目及び行革提案実施項目の達成状況の検証

集中改革プラン21の取組み項目については、その達成状況や課題を検証し、新たな計画においても引き継ぐべきものについては、環境の変化に即したものに改め、継承することとする。

また、職員の共通認識を高めるとともに、積極的な提案を求めることを目的に平成19年度から「車座集会」を実施しており、車座集会で出された意見などからも取組むべき項目について検討する。

(3) 他の行財政改革関連計画との整合性の確保

計画は、行財政改革の関連計画である「定員適正化計画」・「公共施設再編計画」・「民間委託等推進計画」などとともに、総合基本計画を具現化するための計画であり、策定にあたっては、これらとの整合性を図りつつ、分かりやすく明示することとする。

(4) 行政評価の活用

行政評価結果に基づき、新たな取組み項目の設定につき検討を行う。

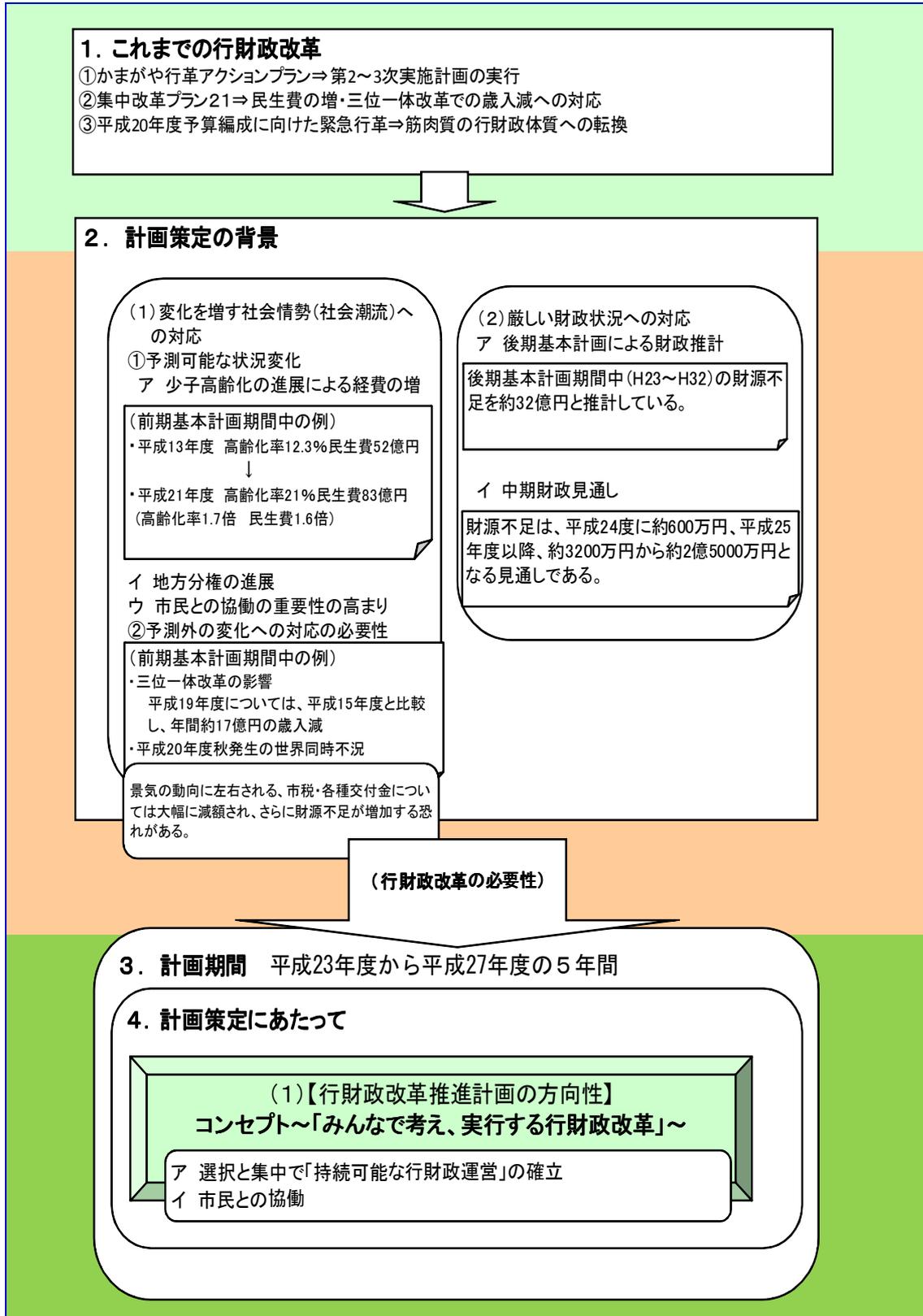
(5) 事業仕分け

平成23年度に実施を予定している「事業仕分け」について、計画との整合性、関連性を確認しながら、検討することとする。

(6) 議会説明・パブリックコメントの実施

計画策定の段階で、議会説明や、パブリックコメントを実施する。

(7) 行財政改革推進計画概要図



5 計画の体系

(1) 計画の範囲

行財政改革推進計画（平成 23 年度～27 年度）の目指すべき方向性として掲げた「持続可能な行財政運営」・「市民との協働」を達成するため、「行財政改革に関連するものすべて」を対象として計画を策定する。

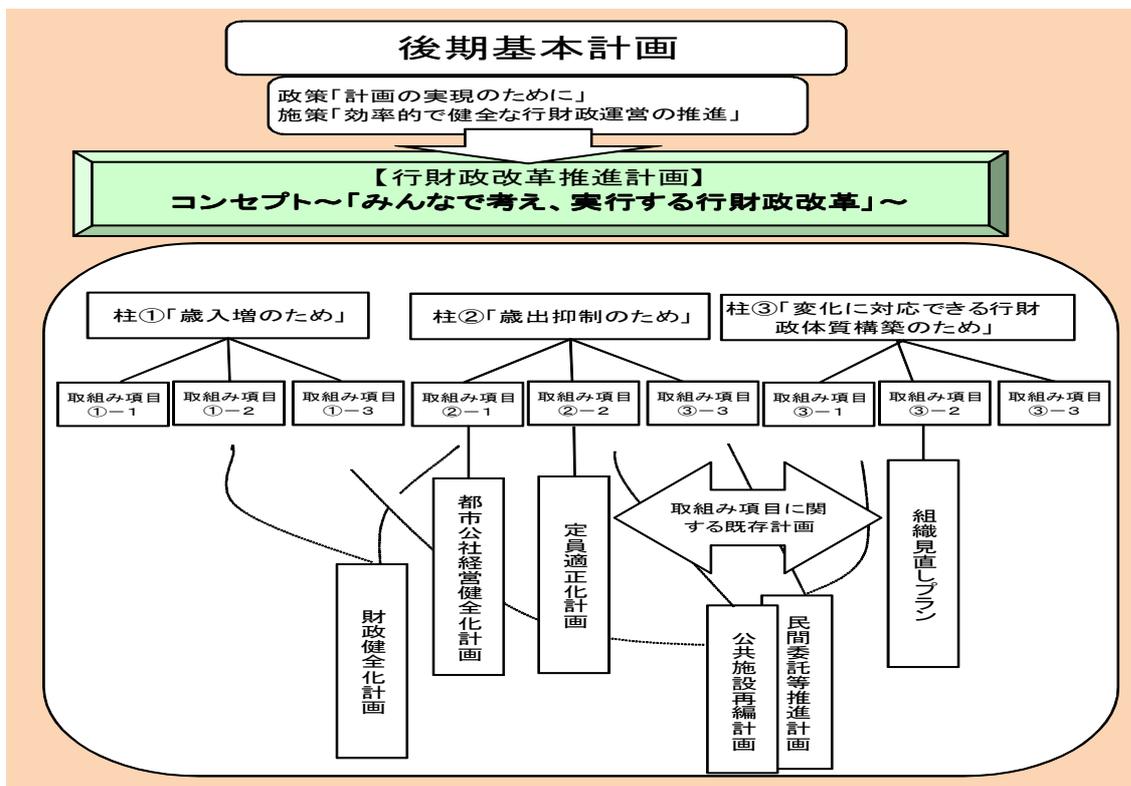
このため、平成 21 年度までを計画期間とした集中改革プランに含まれる内容はもちろん、行財政改革に関連して既に策定している各計画（「定員適正化計画」・「財政健全化計画」・「組織見直しプラン」・「財団法人鎌ヶ谷市都市公社経営健全化計画」・「公共施設再編計画」・「民間委託等推進計画」等）についても計画の対象とすることとし、新たに取り組むべき事項についても検討を加えて対象に加えることとする。

(2) 全体イメージ

これまでの行財政改革の取り組みや「4 策定にあたって」を踏まえ、主な取り組みを以下の三本の柱として設定する。

- 柱① 「歳入増のための取り組み」
- 柱② 「歳出抑制のための取り組み」
- 柱③ 「変化に対応できる行財政体質構築のための取り組み」

ア 計画全体の体系



イ 取組項目ごとのフォーマット（イメージ）

柱①「歳入増のために」									
年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施									
NO	取組事項(担当課)	取組の視点	取組の内容	年度別計画					
				23	24	25	26	27	
見込まれる効果額()円									

柱②「歳出抑制のために」									
年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施									
NO	取組事項(担当課)	見直しの視点	取組の内容	年度別計画					
				23	24	25	26	27	
見込まれる抑制額()円									

柱③「変化に対応できる行政体質構築のために」									
年度別計画欄は、△調査・検討・協議 ○方針決定 ◎実施 ⇒継続実施									
NO	取組事項(担当課)	取組の視点	取組の内容	年度別計画					
				23	24	25	26	27	

見込まれる効果額()円

見込まれる抑制額()円

見込まれる効果額()円

見込まれる抑制額()円

見込まれる効果額()円

見込まれる抑制額()円

「みんなで考え、実行する」それぞれの取り組みの積み重ねは、

後期基本計画 第一次実施計画の目標達成へ

※後期基本計画第1次実施計画案を考慮した、平成22年9月の中期財政見通しでは、5年間の歳入合計は、約1376億円、行革をしなかった場合の歳出合計は1381億円と推計しており、差額の約5億円は行財政改革(歳入確保・歳出抑制)により対応し、その効果額は、「実施計画事業」等、後期基本計画の目標達成のための事業に充ていきます。

(3) 数値目標の設定

「4 (1)」で掲げた方向性を具現化するため、また、行財政運営の情報を市民にわかりやすく公表するために、本計画の数値目標を次のとおり設定する。

ア 行財政改革効果額 5億円以上

策定中の後期基本計画第1次実施計画の目標を達成するために必要な財源を確保するための目標として設定する。

*策定中の第1次実施計画を踏まえた中期財政見通しでは、平成23年から27年の財源不足を約5億円としており、そこに対応するための数値。

イ 経常収支比率 95%以下

当該年度の支出を当該年度の収入で賄う「持続可能な行財政運営」を確立し、かつ一定の投資による、将来の収入増に繋がることを具現化する目標として設定する（後期基本計画目標数値）。

*平成21年度予算編成方針でも、経常経費比率95%は「持続可能な財政運営を維持」するためのボーダーラインとしており、また、平成20年度決算ベースからも、将来への投資的経費20億円を、担保できる数値。

ウ 積立金残高 財政調整基金残額 17億円以上（目安）

（額については、財政健全化計画において検討し、決定することとする）

標準財政規模の10%を確保することで、災害等、緊急的な支出など、予測外の変化に対応できる目標として設定する。

合わせて、平成21年度末の財政調整基金残額が、約14億円となっているが、今後、税収の大幅な伸びは期待できず、将来的な財政負担に備えるものとして設定する。

エ 建設地方債残高 120億円以下（目安）

（額については、財政健全化計画において検討し、決定することとする）

今後、大幅な経常一般財源の増加が見込まれることから、一定の投資的経費を確保しつつも、一方で、建設地方債残高の抑制を行うことで、将来の負担軽減を図り、過剰な債務を負わない体質を確立していくための目標として設定する。

オ 財政健全化判断比率 早期健全化基準以下

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とした「地方公共団体の

財政の健全化に関する法律」(平成19年6月)による、財政健全化判断比率について「早期健全化基準以下」を目標とし設定する。

①実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を示す指標

②連結実質赤字比率

全会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を示す指標

③実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額が、市税・普通交付税などの市の一般財源となる収入額に対してどの程度の割合となっているのか、実質的な公債費の負担の程度を示す指標

④将来負担比率

一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を示す指標

* 鎌ヶ谷市平成21年度財政健全化判断比率

区分	鎌ヶ谷市	早期健全化基準(%)
①実質赤字比率(*)	—(赤字なし)	12.64
②連結実質赤字比率(*)	—(赤字なし)	17.64
③実質公債費比率(*)	7.8	25
④将来負担比率(*)	60.0	350

(設定した数値目標が繋がるもの)

「ア 行財政改革の効果額 5億円以上」

後期基本計画第1次実施計画の
目標達成

中期財政見直しにおける
財源不足約5億円

「イ 経常収支比率 95%以下」

「ウ 積立金残高 財政調整基金残額」

「エ 地方債残高」

「オ 財政健全化判断比率」

「持続可能な行財政運営」の確立

【行財政改革推進計画】

コンセプト～「みんなで考え、実行する行財政改革」～

6 策定方法

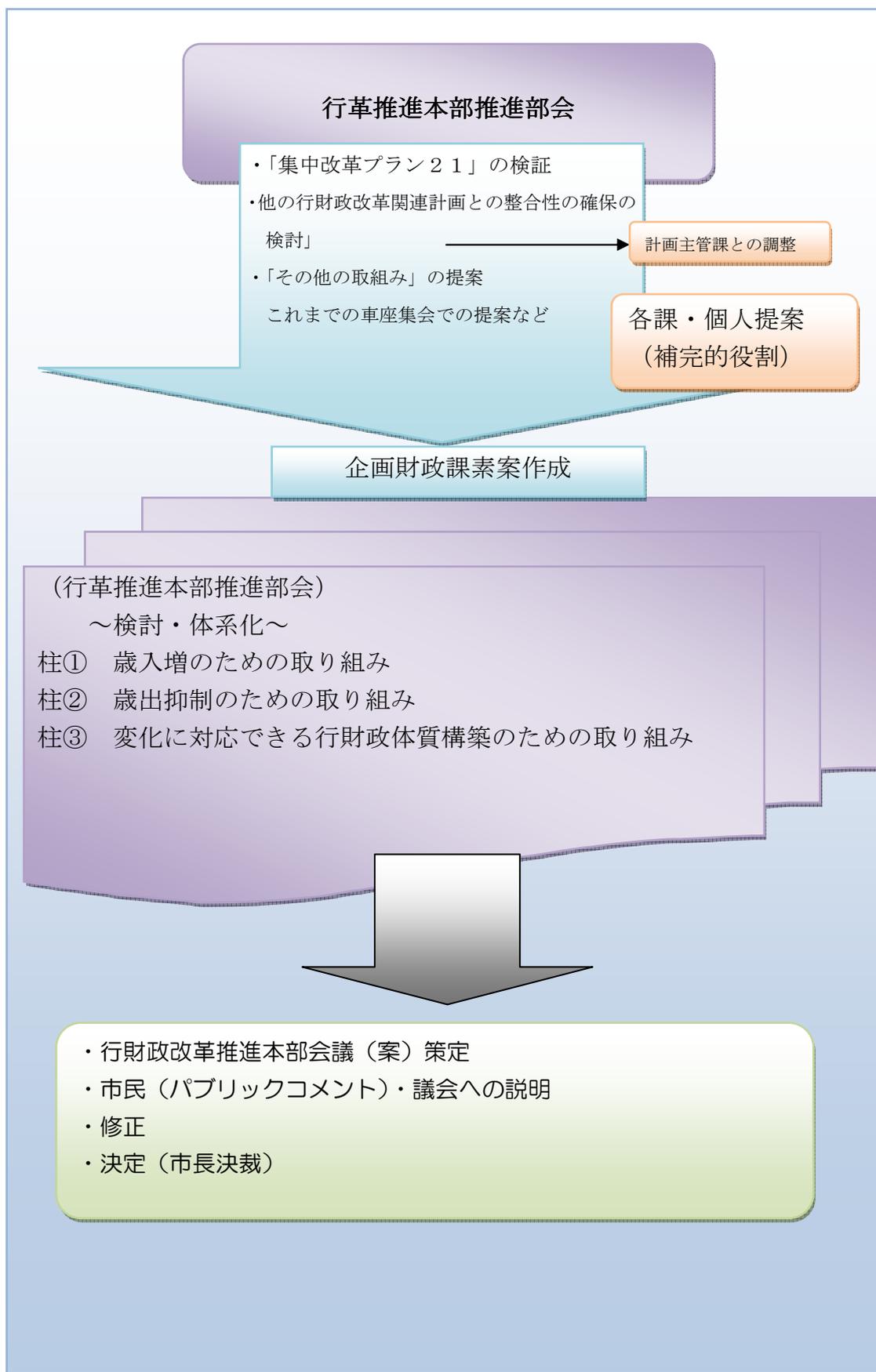
策定は、行財政改革推進本部における組織的な検討により行う。
計画の具体的な検討は行財政推進本部の指示を受けて、行財政改革推進本部推進部会（以下「推進部会」という。）で以下の手順で行う。

- 1 推進部会では、集中改革プランの検証を行うとともに、推進部会を構成する各所属における新たな取り組み項目の検討を行う。
- 2 行財政改革に関する既存計画については、計画を所管する所属において今後の対応を検討して推進部会で方向性の検討を行う。
- 3 「みんなで考え、実行する行財政改革」を実行するため、職員からの提案も募集し、出された提案については、提案内容を所管する推進部会において検討を行う。
- 4 各推進部会で検討した内容を推進部会長会議で審議の上、行財政改革推進本部に付議し、市長決裁により「計画（案）」として決定、パブリックコメントや議会との意見交換を行い、それらの意見を踏まえて、必要な修正を行い、「計画」として決定する。

（1）提案書

提案書（イメージ）	
（必須）提案 *複数回答可	「 1 歳入増のための取り組み 2 歳出抑制のための取り組み 3 変化に対応できる行政体質構築のための取り組み 」
（必須） 行財政推進本部推進部会 提案課 or 提案者氏名	内線〇〇〇
提案内容	<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; padding: 2px;"> （効果額） </div>

(2) 策定の流れ



7 スケジュール（実績）

時 期	庁 内	議 会	市 民
22年 7月			
	課内調整		
8月	行財政改革推進本部部長会議 8/31 行財政改革推進本部会議 9/6		
9月	策定方針 9/7 日市長決裁	9月議会	
10月	職員説明会 10/21.25		
	計画案の検討 提案〆切 11/10（各課・個人）		
11月	計画案の検討（推進部会） 11/22～12/3の間	12月議会	
12月	企画政策室素案作成		
23年 1月	計画案の検討（推進部会） 1/12～17		
	企画財政課素案		
2月	行財政改革推進部部長会議 2/1 行財政改革推進本部会議 2/7	計画案の説明	パブリック コメント実施 2/15～3/16
3月	行財政改革推進部部長会議 3/23 行財政改革推進本部会議 3/23		
	計画策定		
4月	計画期間開始	計画の説明	公 表

○財政健全化計画

○定員適正化計画